

地域密着型金融の機能強化に向けて

■ 地域密着型金融の機能強化に向けた取り組み

当行では、「地域社会の発展を常に考え行動すること」、「お客さまとの創造的な関係を深めること」を企業理念に掲げ、地元の中小企業や個人の方々を主なお取引先として、お客さまとの信頼関係に基づく継続的なお取引を進めてまいりました。

一方、平成17年3月に、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の終了に伴い、これを承継する新たなプログラムとして「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（新アクションプログラム）」が金融庁より発表されました。新アクションプログラムでは、平成17年4月から平成19年3月までの2年間を重点強化期間と位置づけ、「事業再生・中小企業金融の円滑化」、「経営力の強化」、「地域の利用者の利便性向上」に向けた取り組みを促しております。

当行は、平成17年8月に新アクションプログラムに対応して「地域密着型金融推進計画」を金融庁に提出し、現在、新事業支援など中小企業金融の円滑化、新しい自己資本比率規制やコンプライアンス態勢の整備など経営体質のさらなる強化、地域の活性化などに向けた諸施策を実施しております。

リレーションシップバンキングの機能強化計画に関する取り組みを継承しつつ、中期経営計画の展開や新アクションプログラムに基づく新たな施策を通じて地域密着型金融を推進し、お客さまから一層信頼される銀行となるよう努力してまいります。

1. 事業再生・中小企業金融の円滑化

(1) 創業・新事業支援機能などの強化

群馬キャピタル2号投資事業有限責任組合を設立し、群馬キャピタル1号及び2号投資事業有限責任組合による投資を実行するとともに、地域ベンチャー支援センターをはじめ、政府系金融機関や大学などとの連携を深め、将来性・成長性のある中小企業の発掘、支援、育成に積極的に取り組んでおります。

(2) 取引先企業に対する業務支援・経営相談機能などの強化

ビジネスマッチングやM&Aの取り扱い、資金調達の多様化ニーズに対応するための私募債発行支援などを進めるとともに、税務・法律相談を継続的に実施しております。また、経営改善を要するお取引先に対して、個々に最適な改善策を提案し、債務者区分ランクアップを促進する一方、再生ファンドや中小企業再生支援協議会を活用した企業再生を実施しております。

(3) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進

債務者格付・スコアリングモデルに基づく融資商品の推進や財務諸表の精度が相対的に高いと判断される企業に対する金利優遇を実施したほか、シンジケートローンの組成にも取り組んでおります。また、融資に関する保証契約について包括根保証から確定債務保証・極度付根保証への変更を進めております。

(4) 顧客への説明態勢、相談苦情処理機能の強化

与信取引に関する説明マニュアルなどを作成し、臨店指導や融資事務に関する全店説明会などを通じて顧客説明の定着化を図っております。また、発生した苦情に対しては誠実かつ迅速に対応し、苦情原因の分析を行うとともに分析・処理結果のフィードバックや苦情事例に基づいた研修を実施するなど再発防止に向けた取り組みを進めております。

(5) 人材の育成

地銀協の各種研修を中心として行員を外部研修に派遣し、目利き能力などの向上に努めております。また、審査研修などの行内研修をはじめ、業種別のセミナーの開催や通信講座の活用を通じて、融資に強い人材の育成を図っております。

2. 経営力の強化

(1) 新しい自己資本比率規制への対応

信用リスクアセット算出システムの導入をはじめ、自己資本比率算出のためのデータベースの開発やオペレーショナルリスクに係る損失データ収集のためのシステム開発などを進めております。また、平成17年10月にリスク統括部を新設し、リスク管理態勢の充実・強化を図っております。

(2) 収益管理態勢の整備

平成17年4月に統合収益管理システム（取引先別採算管理、営業店収益管理、部門別収益管理）の本格運用を開始しました。収益内容の分析・管理や金利上昇に伴う固定金利貸出などの採算シミュレーションの実施など統合収益管理システムの活用により、収益管理の高度化を進めております。

(3) 財務内容の適正性の確認

有価証券報告書作成における業務マニュアル、チェックリストを作成し、その整備状況について監査を実施するなど財務報告に関する内部統制の整備を進めております。引き続き、財務報告の適正性の確保に向けてコンサルティングなどを活用し、内部体制の強化を図ってまいります。

(4) コンプライアンス態勢の強化

コンプライアンス統括室の職務権限の強化、監査基準の見直しによる監査機能の強化などにより法令遵守に向けた態勢を整備しております。顧客情報の漏洩防止については、コンプライアンス行動計画のテーマとして取り組むほか、機微情報資料の管理・保管方法の整備、ファックス誤送信防止のための集中管理システムの導入などを行い、情報管理態勢の強化を図っております。また、法令違反その他のコンプライアンスに反する行為についての社内報告体制として、内部通報制度を設け、職務執行の適法性を確保する体制を強化しております。

(5) ITの戦略的活用

システム基盤の標準化などシステムの全体最適の実現や平成20年の営業店端末更改に向けて準備を進めております。また、推測容易な暗証番号のシステムチェック、ATM操作による一日当たり払戻限度額の任意設定を可能とするシステム対応、ビジネスネットバンキングサービスへのソフトウェアキーボード機能の導入など金融犯罪の防止対策を実施したほか、行内パソコンへの指紋認証システムの導入などセキュリティ対策を強化しております。

(6) 資産運用ニーズ多様化への取り組み

投資信託7商品、生命保険6商品を追加し（平成17年4月～平成18年3月）、預り金融資産商品の充実を図っております。預り金融資産専用窓口の設置、営業店への販売専任者の配置、投信販売用パソコンの全店設置、資産運用ご相談予約カードの制定など営業態勢の整備を進め、お客さまの利便性向上に努めております。

3.地域の利用者の利便性向上

地域貢献に関する情報をディスクロージャー誌及びホームページで開示したほか、ホームページに地域密着型金融推進計画に関する画面を新設するなど情報開示の充実を図っております。また、一部店舗で店頭アンケートを実施し、お客さまのニーズへの対応、サービスインフラの整備に向けた店頭改善を実施しております。さらに、公共施設の整備事業化に関する研究会やPFIの活用に関する勉強会を通じてPFI事業の浸透を図る一方、群馬県内PFI事業案件について地公体との情報交換を実施するなど地域の活性化に向けて取り組んでおります。

新アクションプログラム（平成17～18年度）

《1.事業再生・中小企業金融の円滑化》

- (1) 創業・新事業支援機能等の強化
- (2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
- (3) 事業再生に向けた積極的取組み
- (4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等
- (5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化
- (6) 人材の育成

《2.経営力の強化》

- (1) リスク管理態勢の充実
- (2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上
- (3) ガバナンスの強化
- (4) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化
- (5) ITの戦略的活用
- (6) 協同組織中央機関の機能強化
- (7) 検査、監督体制

《3.地域の利用者の利便性向上》

- (1) 地域貢献等に関する情報開示
- (2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備
- (3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立
- (4) 地域再生推進のための各種施策との連携等
- (5) 利用者等の評価に関するアンケート調査

（金融庁）